

(様式第1号)

農業振興地域整備計画変更理由書

1 変更内容(総括表)
(1) 重要変更に係るもの

変更後の用途	件数	現況地目別面積(㎡)		農用地利用計画上の 用途区分別面積(㎡)		備 考
(編入)						
水田	387	田	347,318.19	農地	347,318.19	
普通畑	1,064	畑	846,746.27	農地	846,746.27	
果樹畑		畑		農地		
小計①	1,451	田	347,318.19		1,194,064.46	
		畑	846,746.27			
(除外)						
住宅敷地	10	田	3,284.09	農地	3,284.09	
	53	畑	12,696.04	農地	12,696.04	
雑種地	3	田	796.00	農地	796.00	
	8	畑	3,966.17	農地	3,966.17	
原 野	6	田	4,652.00	農地	4,652.00	
	16	畑	8,287.00	農地	8,287.00	
境内地		田		農地		
	1	畑	571.00	農地	571.00	
山 林	14	田	7,644.30	農地	7,644.30	
	102	畑	59,532.91	農地	59,532.91	
農業用施設	3	田	141.00	農地	141.00	
	5	畑	4,294.98	農地	4,294.98	
公 園		田		農地		
	1	畑	189.00	農地	189.00	
ため池調整池	1	田	26.00	農地	26.00	
		畑		農地		
学校用地		田		農地		
	1	畑	1,090.00	農地	1,090.00	
調整池	3	田	2,385.00	農地	2,385.00	
		畑		農地		

変更後の用途	件数	現況地目別面積(㎡)		農用地利用計画上の用途区分別面積(㎡)		備 考
(除外)						
道路敷地	93	田	49,165.24	農地	49,165.24	
	177	畑	92,015.13	農地	92,015.13	
水道施設	1	田	69.00	農地	69.00	
		畑		農地		
湛水防除施設		田		農地		
	2	畑	232.00	農地	232.00	
水防施設	2	田	663.00	農地	663.00	
		畑		農地		
河川敷地	41	田	27,453.02	農地	27,453.02	
	164	畑	106,318.50	農地	106,318.50	
小計②	707	田	96,278.65	農地	385,471.38	
		畑	289,192.73			
用途区分の変更: (1haを超える場合) 該当なし						
合 計 ① - ②	2,158	田	251,039.54	農地	808,593.08	
		畑	557,553.54			

(2) 軽微な変更に係るもの(法施行令第10条関係)

変更後の用途	件数	現況地目別面積(㎡)		農用地利用計画上の用途区分別面積(㎡)		備 考
該当なし	0		0.00		0.00	
合 計	0		0.00		0.00	

(注:備考欄に令第10条第1項各号の区分を記載する。)

(別 紙)

2. 変 更 理 由

(1) 整備計画の変更を必要とするに至った経過

本地域の整備計画は、平成24年4月4日に総合見直しを行い、その間、東北中央自動車道の開通や伊達市保原町高子北土地区画整理事業、伊達市新工業団地造成、伊達市堂ノ内地区の土地区画整理事業が実施された。

平成24年総合見直し以来、10年以上が経過し農業を取り巻く情勢は著しく変化してきたことから、農地や農業の持続的な利用を確保しつつ、社会的・経済的变化、土地利用の状況に対応するため総合見直しを行うものです。

(2) 土地利用計画の変更により農業面にどのような影響があるか

除外地については、公共事業や非農地証明などですでに非農地化している農地を除外し、必要最小限度の除外にとどめるものとする。

また、これらの農地については、今後農業関連補助事業の実施計画のない土地であります。

編入は、これまで随時見直しで行ってきましたが、地域計画との整合性を図るため行うものです。

以上の理由により、土地利用計画の変更によって、今後の農業に及ぼす影響は少ないものと思われます。

(3) 変更後の土地利用計画に対する基本方針

変更後の土地利用については、農業の振興のため有効な土地利用が図られるように適正な農用地の管理、保全に努める。

1. 農業の近代的経営の実現による農業所得の増大を図り、併せて商工業との調和のとれた地域経済の総合的な発展を期すとともに、生産性の高い優良農地の確保に努め、認定農業者等担い手農家への土地利用の集積を進め経営の合理化と安定化を図る。

(1) 農業基盤整備を推進し、水田の汎用化を図る。畑については、農道網の整備、作物の集団化を進め、土地利用の効率化を図る。

(2) 農業委員会等の機関を通じ、農業経営基盤強化促進法の適切な運用により、農地の有効利用、農地の集団化と規模拡大を図るとともに、認定農業者等の育成を図る。

(3) 農業生産の高度化、生産の組織化等、近代的な農業生産体系に対応した高性能機械の導入、施設の整備を図る。

(4) 農業経営基盤強化促進法による利用権設定等、認定農業者の農用地への利用集積を図る一方、農業後継者の育成を推進する。